

よきこい

第17号
平成19年1月



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター



■ご挨拶 「格差社会」を考える 連合高知会長 岡林 俊司	1
■鼎談 過重労働に関する産業保健活動の課題について 高知大学医学部環境医学教室 教授 中村 裕之 高知労働局労働基準部長 白尾 香 高知産業保健推進センター所長 大原 啓志	2
■労働衛生工学シリーズ 高知産業保健推進センター基幹相談員 中西 淳一	6
■相談員の窓 ひきこもり対策を早急に 地域担当相談員(清谷医院 院長) 清谷 知郎	8
■事業所だより 我が社のメンタルヘルス対策 (株)高知大丸 保健師 横本 宏子	9
■高知労働局からのお知らせ 高知労働局労働基準部安全衛生課 建築物の解体等の作業における石綿対策	11
■地域センターだより	13
■お知らせ 産業医学研修会のご案内 産業保健セミナーご案内 産業医学研修会・産業保健セミナー受講申込書	15 16 18
■高知産業保健推進センター相談員のご紹介	19
■助成金のご案内	20

「格差社会」を考える

2007年 明けましておめでとうございます。

今、日本は大変な「格差社会」が進行しています。政府は景気について昨年11月にこれまで戦後最長であった「いざなぎ景気」の57ヶ月を越えたと発表しました。しかし、有効求人倍率0.45('06年9月)の高知ではその気配はまったくありません。むしろ、バブル崩壊後の不況がずっと続いているといつても過言ではないと思います。

格差については言われているように都市と地方、大企業と中小零細企業、正規労働者と非正規労働者、裕福層と貧困層、産業間でも業種間格差、同業種間の格差などが顕在化しています。その中でも連合高知としては大都市と地方都市、大企業と中小企業の格差と正規・非正規労働者の格差について、より主体的に格差の是正に向けて役割を發揮していかなければならないと考えています。

第一の大都市と地方の格差問題については、三位一体改革により人口の少ない地方都市の財政悪化が著しくなっており、自治体の財政力によって住民の暮らし人大きく変動することのないよう「地方分(主)権」に向けての税・財源対策が急務です。第二の大企業と中小企業の格差については、ワークルールの確立、中小・下請企業への公正な発注・受注など契約関係の整備を連合は大手企業の組合にも、その対策を求めているところです。もちろん関連する法整備が必要となります。第三の正規・非正規労働者の格差問題については、連合はパート労働契約法の制定を求め、同一価値労働・同一賃金の視点で、時間比例の労働諸条件の整備を求めています。そして、賃金だけでなく、休暇・退職金・福利厚生などの労働諸条件の改善と組合員化に取り組んでいます。

さらに、最近では「健康格差」「教育格差」「食の格差」が所得格差によって顕著に現れていると言われています。日本福祉大学の15自治体の高齢者33,000人の調査では、所得段階別のうつ群(抑うつ状態にある人)の割合が最低所得層と最高所得層の格差では、女性で4.1倍、男性では6.9倍、同様に要介護高齢者の割合は男女とも全ての年齢層で最低所得層が最高所得層の5倍に達している、という結果が発表されています。

このように高齢者も現職の労働者も格差社会の中で悩み苦ししながら生活しているという状況ですが、労使が一致して取り組める課題が“安全・衛生”的課題であります。昨年4月より施行された「改正労働安全衛生法」の職場での実践が重要となってきます。その意味でも「健康診断に係る助成制度」を積極的に活用すべきですが、活用されていないのが「二次健康診断制度」です。この制度は直近の健康診断で“脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された者”に対する二次健康診断受診にたいする給付制度です。17年度は全国で16,518件、4億7,300万円の支給ですが高知県は僅か4件11万円となっています。10月開催の高知産業保健推進センターの第1回運営協議会でも議論されたところです。連合高知としてもこの制度を積極的にPRしていくたいと思います。最後に連合は「格差社会を変えるシンポジウム」を全国9ブロックで開催します。四国ブロックは2月20日(火)に高知市(県民文化ホール:18時~)で開催することになっており、多くの皆さんのご来場をお待ちしています。



連合高知 会長
岡林 俊司

鼎談 ~過労労働に対する産業保健活動の展開について~



出席者

中村 裕之

高知大学医学部環境医学講座
教授

白尾 香

高知労働局労働基準部
部長

大原 啓志

高知産業保健推進センター
所長

今年4月に施行された改正労働安全衛生法では、増加傾向にある過労死を防止することなどを目的に、一定時間以上の時間外労働を行い疲労が蓄積していると想定される労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務付けられました。そこで、高知労働局労働基準部の白尾部長、高知労働局労働衛生指導課の中村先生、高知産業保健推進センターの大原所長が、過重労働に関する産業保健活動の問題について、座談を行いました。今後の産業保健活動のあり方などについて、多くの情報や提言をいただきました。

○燃えている過労時間の問題

・労働時間の実態

中村：本日は、過労労働について話し合いたいと思います。それでは、最初に、労働時間のことについて、話題にしたいと思います。県内の企業では、長時間労働をしている労働者は、多いのでしょうか。

白尾：政府全体として、年労働時間1,800時間を目指して、時間に取り組み、平均すれば、その目標がほぼ達成されました。正社員の中には、長時間労働をしている労働者も増えています。

中村：どのような人が、長時間労働をしているのでしょうか。

白尾：政府統計の労働力調査によれば、平成16年に30歳代の男性で、週60時間以上働いている者は約225万人で、平成5年の時は約153万人であったので、かなり増加しています。

・事業者の労働時間の把握

中村：たとえば、プロ野球選手のように、労働時間を自分で管理しているような人もいますね。会社が、労働時間を正しく把握しているのでしょうか。

白尾：労働時間が会社に把握されている者と、把握されていない者がいると思います。労働時間が適正に管理されていることを前提として、いくつか事業主がやるべきことが決められているので、過重労働対策という面では、後者に関しては、非常に問題があります。

大原：正社員で、特に中間管理職のような立場の人は、サービス残業という実態が皆無でないと想いますから、長時間労働をしている人は多いと思います。人員を削減したけれども、残った社員の労働時間が増えて留っているという相談も受けています。

白尾：労働時間の配分などについて、使用者から具体的に指示を受けずに、労働者が決めるという過重労働が適用される場合もあります。その場合でも、効率確保のために、使用者は、労働者がどれくらい働いたかについて、すなわち、労働時間を、適正に管理・把握することが必要です。

○医療機関による過労労働の導入

・産業医の実施体制

白尾：過重労働対策の目玉として、労働安全衛生法の改正により、医師による面接指導制度が導入されました。本年4月から、産業医の登録義務がある事業場、すなわち、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、この制度が適用されています。産業医となり得る医師は、県内にどのくらいいるのでしょうか。

中村：医師の数は、県内で2,000人程度ではないかと思いますが、一概から引いています。正確に把握することは難しい。

大原：認定産業医は230人あまりと聞いています。認定産業医は、5年に1回、認定を更新（20単位以上修了）する必要があり、当センターの産業医のための研修も更新要件としての認定を受けています。新たに認定産業医になるためには、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修50単位以上を修了する必要があります。現在、県内ではこの研修が行われていません。産業医学科での集中研修（1週間）を受けるなどの方法がありますが、時間のとれない面倒にとては大変なので、現状では大きく増えることは考えにくいと思います。

中村：産業医以外の医師が健診を行っている事業者も多いが、健診時にその医師が面接指導を行うこととしてはどうでしょうか。

白尾：医師による面接指導は、1箇月間の労働時間が基時間かどうかが問題なので、健診の医師が行うことは現実的な対応でないと思います。

・職場全員を申出者とする対応

白尾：労働者の申出によって面接指導を行うこととなっています。事業者が、一定以上の時間外労働を行った者全員から申出があったとみなして、それらの者の面接指導の日時を衛生管理者が担当し、面接指導を受けるか受けないかについては労働者に任せるという方法も考えられますが、いかがでしょうか。

大原：事業者として、全員を面接指導の対象とするということは、積極的な姿勢を示すものでよいのではないかでしょうか。申出に基づいて、面接指導を行うことになっていますが、申出がないということが抜け道となって、面接指導のための体制さえ整備しないということでは困ります。

白尾：労働者に対して面接指導について周知しておらず、例えば、申出を促すメールを全従業員に発信するといった事実がないなど、面接指導の体制が整備されていなければ、その改善のための指示を行うこととなります。

・職場巡回と組合との実施計画

白尾：労働安全衛生法では、産業医は少なくとも毎月1回職場を巡回することになっていますが、それとあわせて計画的に、面接指導を行うようにするのが良いと思います。

大原：毎月対象者がいるかは別として、そのような計画が明示されるのは良いと思います。ただ、本県では、職場巡回を毎月定期的に実施している事業者は2割程度という調査結果もあります。その意味で、現実的でない場合も考えられます。

・面接手帳の研修

中村：実施に向けての取組についてはどうですか。

白尾：過重労働対策における医師の面接指導については、昨年度から研修が行われており、今年も1月に本県での実施が予定されています。

大原：その中に、「面接指導の手帳」も含まれていますね。当センターでも、産業医に対するこれまでの研修の中で、テーマとして取り上げております。



○面接指導の実際

・面接医師からのコメント

白尾：面接指導の実際について、実施しておられる医師からは、どのような意見が出ているのでしょうか。

大原：面接指導は、チェックリストに沿って行えば詳細な記録が作られるようになっていますが、マニュアルがかなり細かく記述されていてなれないと大変という声を本県でも聞きました。

経験のある医師のコメントをみると、申出は元気なものが大半で、特にメンタルヘルス系の問題を持つ者が申し出ていないのではないか、また、労働時間については、退社時間を確実に聞くべきという指摘もあります。専属産業医へのインタビュー記事では、信頼関係がある場合ですが、上司とも面談し、職場単位で改善計画を作成することがあるという例も見ました。

・労働時間に関する情報の入手

白尾：面接指導において、産業医は、会社から、労働時間などの情報が得られなければ、面接指導はできないと思いますが、どのような方法で情報を得ているのでしょうか。

中村：私が以前、産業医をしていた会社では、人事担当の部署にいる衛生管理者から情報を得ていました。

白尾：衛生スタッフが人事担当部署に所属している例が多いでしょうか。

大原：規模にもよるのではないでしょうか。小規模の事業場では、人事担当と衛生管理者が兼務の場合も多いと思います。高知県ではそのような例が多いと思われます。

白尾：面接を行う産業医は、どのような形で情報をもらうのでしょうか。

中村：私が産業医をしていた時には、1年間のシフト表なども含め、関係資料一式をもらっていました。ケースによっていろいろあると思いますが、大量の資料を見るのは大変かもしれません。

・長時間労働とメンタルヘルス不調対策

中村：精神科医療においては、医療関係者に、精神保健福祉法などにより特別な守秘義務が課せられています。面接指導のうち、メンタルヘルス対策では、そのことが問題になると思います。

大原：メンタルヘルスに関しては、相談者は表に出ることを避ける傾向にあるため、労働者から面接指導の申出はほとんどないと聞いています。

中村：長期欠勤など、相当状態が悪くなって初めて分かる場合が多い。

大原：自分でメンタルヘルスケアのルートに乗っていくのは難しいので、周囲の同僚や上司が気づいてルートに乗せることが必要です。会社がそのような雰囲気になっているか、上司が気を使っているかが、重要です。



白尾：これからは、一定時間以上の時間外労働を行った者は、原則、メンタルヘルスも含めた面接指導を受けることができる仕組みになっていくと思います。

中村：うつなどの精神疾患の場合に、免許資格を取り消すということはないとしても、職種によっては、社内規定などにより仕事ができなくなる場合があるので、労働者も表に出ることを避ける傾向にあります。柔軟性を持たせた対応ができるようになることが求められるのではないかと思います。また、産業医から事業者への意見の言い方も難しい。うつの人は、まじめなので、ますます長時間労働をしようとする傾向にあります。産業医から事業者に対して、休業させなさいという意見を述べたとして、ただ単に休業させると、かえって自殺につながることがあります。

・面接後のフォロー

大原：ところで、面接指導後の医師・産業保健スタッフによるフォローについては、面接指導マニュアルに沿って、労働者や管理者への定期的な面接、職場巡回時の労働状況の観察、現場管理者との面談等を行うことが重要です。同時に、事業者は面接した医師の意見を聞き、必要と認める場合は適切な事後措置を行わなければなりません。その点では、その事後措置のための体制がどの程度事業場で整えられているか。定期健診や特殊健診の実施後の措置が適切に行われている場合は、その体制があるといえると思いますが、医師の面接指導からもポイントの一つになると思います。

健診の事後措置でさえ、どの程度各企業に定着しているか、分かりません。まず、過重労働対策の手始めに、健診の事後措置から対策を進めていくという方法もあるのではないかと思います。

中村：生活習慣病対策と考えたら、受け入れられやすいのではないかでしょうか。



・面接指導のあり方

白尾：医師による面接指導はどうあるべきだと思いますか。

大原：会社で必要な優秀な人材が、長時間労働を行っている場合が多いので、そうした人材が、過重労働により健康障害を受けることは、会社にとっても損失となるということを、会社の管理者が認識することが重要であると思います。

中村：産業医が健診に関わらない事業場が多く、問題だと感じています。これまで、産業医は、形式的に業務を行ってきたと思います。産業医が健診すれば、労働者全員に話ができるので、いいと思います。健診項目がいろいろあり、小さな病院では、全部の項目について実施できないこともあると思いますが、最後の診察だけでも、産業医が行うようにしてはどうかと提案したいと思います。



有機ガス用吸収缶の破壊時間について

労働衛生工学相談員
中西 浩一



1.はじめに

作業環境衛生士として有機溶剤を取り扱う作業場所の作業環境衛生にご専門とした際に、事業場の労働衛生管理者の方に、「防毒マスクに付いている有機ガス用吸収缶について使用時間の記載はありますか。吸収缶の交換はどのようにしていますか。」とお尋ねすることがあります。ほとんどの事業場では、「そのような記載はありません。」、「吸収缶は1日で交換しています。」、「1週間で交換しています。」、「異常がしたら交換しています。」等まちまちで、吸収缶を交換する標準はなんとなくといったお答えが大半でした。

防毒マスクの選択、使用等について(平成17年2月17日付け被災者0207007号原生呼吸器防毒マスク規格から防毒マスクの選択基準まで)には、防毒マスクの使用に当たっての留意事項として10項目が記されていますが、その中で、「防毒マスクの使用時間について、当該防毒マスクの取扱説明書等及び防毒由縦図、通気管等への周全接觸等に基づいて、作業場所に於ける空気中に存在する有害物質の濃度並びに作業場所における温度及び湿度に対して余裕のある使用時間の時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に防毒マスクを使用させること。また、防毒マスク及び防毒マスク用吸収缶に添付されている使用時間記録カードには、使用した時間を必ず記録させ、使用期間を超過して使用させないこと。なお、粉末から行われているところの、防毒マスクの使用中に通気管等を感知した場合を使用開始時間の測定として吸収缶の交換時期とする方法は、有害物質の濃度等を感知できる感度がばく露界濃度より程しく小さい値側に限り行っても差し支えない。」とされています。

そこで、今回、相対強度比(RBT)を用いた有機ガス用吸収缶の破壊時間の求め方をご紹介します。

2.相対強度と相対強度比(RBT)



吸収缶が吸着能力を喪失するまでの時間を破壊時間といい、破壊時間とガス濃度の関係を圖にしたものをお見せします。

有機ガス用吸収缶には、防毒ガスとしてシクロヘキサンを用いた吸着能力の測定結果として、図-1のような破壊時間表が添付されています。

図-1からは、例えば、シクロヘキサンの濃度が700ppmの場合には破壊時間が100分であること、200ppmの場合には300分であることが解りますが、実際に取り扱っている有機溶剤がシクロヘキサンと異なる場合の破壊時間は算りません。

そこで、各有机溶剤の破壊時間とシクロヘキサンの破壊時間の比を求めた相対強度比(RBT)の出発となるわけです。

各有机溶剤の相対強度比(RBT)は、次式により求められます。

$$\text{各有机溶剤のRBT} = \frac{\text{ある有机溶剤の破壊時間}}{\text{シクロヘキサンの破壊時間}}$$

表-1にシクロヘキサンに対する有機溶剤の相対強度比(RBT)の一例を示します。

表-1 シクロヘキサンに対する有機溶剤の相対強度比(RBT)

有機溶剤	RBT	有機溶剤	RBT
メタノール	0.02	酢酸メチル	0.6
インプロピルアルコール	1.2	酢酸エチル	1.0
1-ブタノール	1.8	酢酸ブチル	1.3
アセトン	0.5	トルエン	1.4
メチルエチルケトン	1.2	ステレン	1.7
メチルイソブチルケトン	1.4	二酸化炭素	0.4

表-1に示したRBTの値は、有機ガス用吸収缶の製造メーカーにより異なる場合がありますので、詳細な値は、当社でご使用になっている有機ガス用吸収缶の製造元あるいは購入先にお問い合わせ下さい。

3. 確認時間の予測

確認時間には、有機溶剤の種類や作業場所の温度・湿度、それに作業者個人の中取り等が複数に絡み合っているため、実際の吸収缶の確認時間と正確に予測することは容易ではありません。

しかし、有機溶剤を取り扱っている作業者が、ばく露している有機溶剤を確認し、シクロヘキサンの確認時間用いて確認時間から求めた確認時間にRBTを乗じることにより、実際に取り扱っている有機溶剤に対する確認時間を見積ることができます。

(例-1) 作業場の確認の結果、アセトン濃度が30ppmである作業場の場合の確認時間は計算してみましょう。

①シクロヘキサンの確認時間より、シクロヘキサン濃度30ppmの場合の確認時間を求めるべきですが、読み取り出来ませんので、低濃度で読み取れやすい200ppmの場合の確認時間を求めますと、300分です。

②これにシクロヘキサンに対するアセトンのRBTである0.5を乗じて、アセトン濃度200ppmの場合の確認時間を求めます。

$$300\text{分} \times 0.5 = 150\text{分}$$

③アセトン濃度が30ppmの場合の確認時間をA分とすると、

$$200\text{ppm} \times 150\text{分} = 30\text{ppm} \times A\text{分}$$

より、A=1000分となります。

(例-2) 作業場が既定の結果、酢酸メチル濃度が20ppm、トルエン濃度が30ppmという場合有機溶剤を取り扱っている作業場の場合の確認時間は計算してみましょう。

①まず、シクロヘキサンに対する酢酸メチルとトルエンのRBTを比較します。

酢酸メチルのRBTは0.6

トルエンのRBTは1.4

このような場合は、RBTの低い方の酢酸メチル濃度が $20+30=50\text{ppm}$ として、安全サイドに立った確認時間で計算します。

②例-1と同じく、シクロヘキサンの確認時間より、シクロヘキサン濃度50ppmの場合の確認時間を求めるべきですが、読み取り出来ませんので、低濃度で読み取れやすい200ppmの場合の確認時間を求めますと、300分です。

③これにシクロヘキサンに対する酢酸メチルのRBTである0.6を乗じて、酢酸メチル濃度200ppmの場合の確認時間を求めます。

$$300\text{分} \times 0.6 = 180\text{分}$$

④酢酸メチル濃度が50ppmの場合の確認時間をB分とすると、

$$200\text{ppm} \times 180\text{分} = 50\text{ppm} \times B\text{分}$$

より、B=720分となります。

⑤この場合、酢酸メチル濃度20ppm単独の場合の確認時間を1800分とし、トルエン濃度30ppm単独の場合の確認時間を4800分として、その平均から酢酸メチル濃度が20ppm、トルエン濃度が30ppmという混合有機溶剤の確認時間を3300分とは決して計算しないようにして下さい。また、分子量の小さい物質の中には、確認時間が特に長い物質がありますので注意が必要です。

4. 確認に



RBTを用いて確認時間を予測して吸収缶を使用しても、吸収缶の保管状態が適切でなければ役に立ちません。吸収缶については、吸収缶に充填されている活性炭等は吸着または吸湿により能力が低下するものが多いため、使用箇所まで運搬しないことや、使用後は上部及び下部を開けて保管すること、煙がないものにあっては密栓出来る容器または袋に入れて保管することが必要です。

以上

ひきこもり対策を早急に

高齢者の精神健康センター専門医師 清谷知郎

清谷医院院長 清谷 知郎



さまざまの方が私の小さな無床診療所を助けて来るが、今年になって三件のSOSがあり、それぞれが現代病理を反映している。

Xさんは初者の男性で精神科を若い頃から受診しており、たまに不適をきたすのである。休日の早朝にご家族から切羽つまつた電話を頂き、恩恵にくれてしまう。

「薬を飲むのを嫌がってたので“危ない”とは感じてたんですが、家のガラスを叩き割ってしまいました。」というのだ。

結局は専門の病院の精神保健指定医二人が診察して「自傷傾向の恐れあり」と判断し、医療保護入院（いわゆる強制入院）となった。

Yさんは妙鈴の女性でかなり美人である。ところが見かけとは裏腹に引きこもっては家族にひどい暴力をふるうというのだ。

小柄できやしゃ、どこにそんな力があるかと感じても、父を殴り母を蹴り、噛みつく、暴れている時のビデオを見て背筋が凍った。

丁度、名古屋では20代の同じような暴力的な娘を救した両親に温情判決が出ていた。ボーダーライン・バーンナリティ・ディスオーダー（境界性人格障害）の典型例だろう。この症例も結局は、しかるべきところへ収容されたが、「出てきてからの“お礼参り”が恐ろしくて眠れない。ずっと入れておいてもらいたい」と家族は泣いている。

Zさんは十年来のアルコール依存症である。

普段はおとなしくて目立たない三十男だが呑むと酒がトラに変身してしまうという。寝たきりの祖母にまで暴力をふるい始めたと父親が相談に来たが、気の毒でならない。妹も弟もマトモな社会人であり、彼だけに愛情が注がれなかつた状態ではなさそうである。一度、気性の激しい伯父が開戦しに来た時、反対してコテンパンに叩きのめされたことがあるが、反応したのは素面になった男だけ。

連続飲酒発作が止まれば手がつけられない。

「ボクがこんなになってしまったのも、あんたたちの腹がなってなかったからだ」とか。

五歳児のようなタタッ子ぶりに苦笑した。

依存症もやっている精神科に決々入院してみたものの、頭を見て脱走して大量飲酒だ。とうとう「お引き取り下さい。」と相成った。

以前私が非常勤で行っていた富士山の里、5合目の「アルコール依存症治療専門病院」ならまだ鏡を映えるかも知れないが、連れて行くのも大騒動になるのは間違いないだろう。

誰のせいだととも、何が悪いとも言えない。

いつそう「どこにも責任の所在がない」とウヤムヤにしてしまうか。

いや、Xさんにはきちんとした罪悪感と入院、Zさんは激しい専門病院での長期療養という対処法があると思うがYさんはお手上げだ。

根本的療法はないとしても、せめて姑息的対処法でいい、悩み苦しむ家族を少しでも支えられる方法はないだろうかと、考え続けている。

我が社のメンタルヘルス対策

(株)大丸 横本 宏子

こんにちは! (株) 大丸で従業員の衛生管理に携わっている保健師です。当社では大丸社員と直里(元社員含む)で約1,000名が健診し、保健室には非常勤医師1名・常勤保健師1名がおります。

医療室? 保健室?

私が引継ぎを受けた平成3年頃は「医療室」と呼ばれる方が多く、その業務も「応急処置」が中心を占めていました。労働安全衛生法に基づく衛生管理体制と業務の確立を目指し改革を始めましたが、平成5年の改革当初は、「高が安易に手に入らない」不適や職場環境に驚き懸念の声をされるなど…向かい風は厳しいものがありました。が、問題を抱えられたお一人お一人を尊重しながら対応し、本人と上司・人事とのコーディネートをしながら「現場で気持ちよく働ける」と認めてもらいました。又、その一方で衛生管理体制の大切さを安全衛生委員会に働きかけるなどの活動の積み重ねにより、現在では「保健室」と呼んでくださるようになりました。

最近の活動の中心～メンタルヘルス対策～

衛生管理体制が軌道にのった平成10年頃から、心のエネルギーが減った方々の相談を受けるようになりました。安全衛生委員会でも相談になりましたが、「メンタルヘルス対策」は難しい…取組みの重要性は認識しているがもう少し時間を…といった躊躇する雰囲気がありました。



<最初の取組み>

そこで、産業医と相談し、以下のことを実施しました。

- 定期健診診断と同時に「心の健康診断」を実施(職業性軽易ストレス調査表を基に大丸版に改良した質問紙による)
- 安全衛生委員会で「メンタルヘルス」面談開催を導入
- 管理職全員対象のメンタルヘルス研修を実施

この1から3まで3年ほどかかりました。

心の健康診断を実施することは、心の健康チェックの画面と、質問項目を各人が見ることで「こんなことも心のエネルギーが下がっている症状なんだ」といった情報提供の画面があります。

<支援システムの構築>

既存体制を重ねながら、次のようなシステムができてきました。

- ①相談体制はありましたが、管理職研修実施後は、「いつもと違う自分・部下」に気が付いた時に早い時期に保健室につなぐという連携がスムーズになりました。保健室では産業医と相談しながら要因をかどりかを考えます。



- ②病欠中の定期的面談実施: 外来受診日を利用して月二回を目安に面談を実施。箇目には本人同席で主治医との面談を実施

- ③職場復帰が近づいたら段階的に複数面談実施: 本人・産業医・保健師の三者面談 ⇒ 三者プラスライン上司で四者面談 ⇒ 四者プラス人事で五者面談の実施。

- ④段階的職場復帰: 出勤は半日程度から始め、半年を目途に病欠前の衛生管理体制に戻ることを目標にする。復職後も定期的に本人及びライン上司面談を実施。

この復職における段階的衛生管理体制は、メンタル不調者だけでなく、身体的な病気による長期病欠者にも適用しています。体でも心でも休み明けの状況には不安が伴いますが、段階的な衛生管理体制によりスムーズに仕事に慣れていくようになります。本人からも「リハビリ出勤が無かったら途中で辞めていた。あって良かった」という言葉もありました。

<心の健康づくりハンドブックの作成>

安全衛生委員会で1年を費やし「心の健康づくりハンドブック」を作成しました。理念や相談体制・報酬システム・個人情報保護などについて明記し、管理者全員に配布しています。

(詳細右欄参照)

メンタルヘルス対策が職場にのった背景

現在では、安全衛生委員会でも「メンタルヘルス」の話題を、隠すことなく討議することなく討議する風土ができるようになっています。メンタルヘルス対策が根付いた背景については、

- 1.心の健康診断によって認知度が上がったこと
 - 2.安全衛生委員会という労使共同の場で作成物(ハンドブック)ができたこと
 - 3.衛生管理体制を構築する経過の中で、本人とラインと人事のコーディネートに力を入れてきたこと
 - 4.個人情報保護に配慮してきたこと
 - 5.厚生労働省の「メンタルヘルス指針」の発表や「メンタルヘルス指針モデル事業場」に認定されたこと等の外部の力がタイミングに加わったことなどがあるのではないかと考えます。
- 等に、個人情報保護には徹底して取り組み、本人からの信頼に繋がったと考えています。又、メンタルヘルスは特別なものではなく、衛生管理を土台にした母性健康管理やVDT作業管理等と同じ各個の一つと考え活動してきました。

今後の活動に向けて

これまでの活動で、「いつも通り自分や都下」に気が付いた後の対策は職場にのったようですが、予防には至っていないのが現状です。そこで、今年度に入り、一般職を対象に「メンタルヘルス研修」を実施しました。接客業の為、現場の第一線で活躍する方々に研修を受けていただくには難しい面もありますが、予防活動としては重要な位置付けですので継続して実施していくことを考えていました。又、一度受講したら終わりではなく、繰り返し受講してもらうよう会社にも働きかけていく予定です。

私の心得

無難節として、相談に来た社員の側に立つことは基本ですが、社内の専門家として社を守る立場もあると思っていました。法令は当然のこと、会社の尊厳に必要であると考えた時は時間がかかるても「あきらめず」「焦らず」「しつこく」経営層にアピールしていくこうと思っています。そのためには自分自身を豊かに、遊び心を持って人と人とのコミュニケーションを大切に過ごしていきたいと考えています。又、社員の仕事を理解すること・組織を切り組織に溶け込む努力をすることも大切であると考えています。

直感看護の大業である河野智子先生が「直感看護は10年やらないといけないわよ」とおっしゃった、その10年は過ぎましたが、まだまだ勉強の最中です。これからも皆様にお知恵を拝借しながら進んで行こうと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(株)高知丸心の健康づくりハンドブック



私の元気はみんなの元気、みんなの元気は私の元気

目次

1. 高知丸心の健康づくり活動方針
2. 心の健康づくり活動の実績
 - 1) 各人の役割について
 - 2) メンタルヘルス相談体制
 - 3) 心の健康問題による要休業者
要管理者の支援の手順
 - 4) ストレスチェック実施要領

建築物の解体等の作業における石綿対策

高知労働局労働基準部安全衛生課

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されました。今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

こうしたことを踏まえ、平成17年7月から石綿障害予防規則に基づき、必要な措置を講じなければならないこととしてきましたが、今回、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、吹き付けられた石綿等の射込み又は吸い込み作業に係る措置等の内容が盛り込まれた改正石綿障害予防規則が平成18年9月1日施行されました。

改正法令(平成18年9月1日施行)の概要

○労働安全衛生法施行令の改正

- ① 石綿等の製造等の禁止
代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等は全面禁止します。
- ② 規制の対象となる有害物の範囲の拡大
石綿を0.1%超えて含有するものを規制の対象とします。

○石綿障害予防規則の改正

- ① 吹き付けられた石綿等の射込み又は吸い込みの作業に係る措置
射込み又は吸い込みの作業[※]について、除去作業に準じた措置を行わなければなりません。
- ② 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の作業に係る措置
労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。
- ③ 錆具、工具、足場等の持出しの禁止
錆具、工具、足場等について、付着した石綿を除去した上でなければ、作業場外に持ち出ではありません。
- ④ 記録の保存期間の延長
作業の記録及び健康診断の結果について、石綿の作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとします。
※吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときに行う射込み又は吸い込みの作業(以下同じ)

建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

対象作業 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は強引付けた建築物等					
	(1) 石綿等が吹き付けられた建築物等【レベル1】			(2) 耐火被覆材等の除去(既に して拆除するおそれのあるもの) 【レベル2】		
	耐火被覆材 又は準耐火被 覆材における 除去	その他の 除去	計に込み 取り付ける等 の強い込み	② ③以外の 強い込み(作 業はレベル2 相当)	③ 耐火被覆材 等の除去(既に して拆除するおそれのあるもの) 【レベル2】	④ ①,② 以外の建 材の除去 【レベル3】
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の提出	○					
作業の提出		○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
遮断化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業者以外立入禁止				○	○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の記述	○	○	○	○	○	○

△は、石綿含有保溫材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有耐熱材を指します。

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内部材	スレートボード(△), けい酸カルシウム板第一種(△), パルプセメント板(△)
天井／床 傷害指熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板(△), 石綿含有吹付け材(△)
天井結露防止材	聚氨酯用断熱材(△), 石綿含有吹付け材(△)
床材	ビニル床タイル(△), フロア材(△)
外壁／軒天 外装材	聚氯系サイディング(△), スラブセッコう板(△), 拼接式セメント板(△), スレートボード(△), スレート遮熱材(△), けい酸カルシウム板第一種(△)
耐火被覆材	吹付け石膏(△), 石綿含有吹付けロックウール(△), 石綿含有耐火被覆板(△), けい酸カルシウム板第二種(△)
屋根材	スレート遮板(△), 住宅屋根用化粧スレート(△)
棟梁材	石綿セメント瓦(△), 石綿含有屋根梁熱材(△)

△, (1), (2)は、上記規制の体系の(1), (2), (3)に対応するものです。

高知地域産業保健センター



頌
春

写真：大野 勝司
監修：小林 伸一、アイスター・アソシエイツ、大野 勝司、久保田 順一
編集：小林 伸一、アイスター・アソシエイツ

新春を迎え謹んで御賀福をお祈り申し上げます。

高知地域産業保健センターは、平成5年に開設。その後、平成11年に拡充センターとして機能の強化を図り、小規模事業場の健康保持の為産業保健活動を展開しているところです。特に昨年度からは、メンタルヘルスケアを最重点事業に取上げ、支援を行なっています。

お歳様で利用者も年々増加し、今年度は2300人を見込んでいます。

今後も皆様の一層のご理解を得、さらに多くの方々に利用して頂き、そして、健康で快適な職場づくりを進めて下されば幸いでございます。よろしくお願い致します。

須崎地域産業保健センター

謹賀新年

新しい年を迎え、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

須崎地域産業保健センターは、移動窓口相談の開設や個別訪問指導などに取り組み、事業場の訪問を続けてきましたが、まだまだ、多くの皆様に知っていただき、利用していただく為の活動が必要だと感じております。

これからも、地域の小規模事業場に寄着した活動ができるよう、努力していくいたいと思っておりますので、ご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

監修：大野 勝司、山本 伸一
編集：小林 伸一



安芸・香美地域産業保健センター

明けましておめでとうござ
います。

本年も安芸・香美地域産業
保健センターをよろしくお願
いいたします。

小規模事業場で働く人たちに
健康指導や健康相談等の産業保
健サービスを充実させることで「健
康でいききした職場を目指す」
をモットーに出発した当センタ
ーも今年で12年目を迎えました。

こまめに事業場を訪問してきた結果、知名度も序々に広がりを見せ、地域の職場へ健
康指導に出かけることが多くなってきました。

今年も諸々の産業保健情報を提供しながら皆様方の事業場を訪問し、産業保健事業の
拡大に努める所存ですので一層のご利用を期待しております。



左からコ-ディネーター・調査官・事務

中村地域産業保健センター

新年あけましておめでとう
ございます。

皆様方にはお変わりなく新
しい年をお迎えのこととお
慶び申し上げます。

中村地域産業保健センターは
平成8年に発足し、今年で11年
目を迎えます。

皆様方には事業の振興につき、
ご理解・ご協力をいただき厚く
御礼申し上げます。

当センターでは四十万労働基準監督署の指導のもと、これまで全国労働衛生週間の準
備説明会等に参加し地区内事業主に対し産業保健センター事業への参加をお願いし、又、
各事業場を個別に訪問しながら広報活動に努めてまいりました。

なお、今後ともセンター長はじめ、スタッフ一同、地域産業保健センター事業の活動
に努力する所存であります。一層のご支援の程よろしくお願い申し上げます。



左からコ-ディネーター・調査官・事務

産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成19年1月から平成19年6月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

- ・会 場 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室 (会11・12・13・1)
- ・開催会期 (No.2) 研修会開催所 高知本社工場 (No.2)
- ・定 員 80名、但し平成研修会による研修 (No.3) のみ20人。
- ・申込期限 研修日の1週間前まで。ただし、定期に通じ次第始め認めさせていただきます。
- ・受講料 無料です。
- ・申込 10箇所の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂くか、当センターHPより申し込みください。

番号	日 期	研修内容・講師(予定)	単位(申請中)
11	平成19年1月27日(土) 14時30分～16時30分	土佐刃物作業者の作業環境と健康 講師 甲田 茂樹 氏 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 田原情報・労働衛生研究推進センター 主席研究員	生涯専門 2単位
12	平成19年2月24日(土) 14時30分～16時30分	職場の健康と事業者責任 講師 関根 明史 氏 大阪市立大学大学院医学研究科座端医学分野教授	生涯専門 2単位
13	平成19年3月10日(土) 14時30分～16時30分	不定診断に遭されたメンタル不全 うつ病とははじめとするメンタル不全は、不安や抑うつ気分、焦躁感などの精神症状のみならず、身体的な不安感などをもって発症することが多い。ケース本人も身体的な症状には気がつくことが多く、身体症状を主訴とし内科や脳神経外科、整形外科などを受診することが、うつ病の場合7～9割とも言われている。しかし、往々にして精神症状が見逃されて、身体的な対応が中心となり専門的な治療が遅れることがある。今回は、不定診断の持つ意味について、症例を交えて考えてみたい。 講師 伊藤 高 いとうクリニック院長	生涯専門 2単位
1	平成19年4月12日(木) 14時00分～16時00分	有機溶剂職場の衛生管理(仮題) 講師 中村 寛二 元東邦大学 教授	生涯専門 2単位
2	平成19年5月24日(木) 18時30分～20時30分	じん肺のフィルム観影(仮題) 高知産業保健推進センター 基幹相談員 高岡 茂治	生涯実地 2単位
3	平成19年6月21日(木) 14時00分～16時00分	事業場訪問による研修 ((株)技研製作所)高知市布師田3948番地1 講師 高知産業保健推進センター所長 大原 啓志 高知産業保健推進センター 基幹相談員 門田 繁彦 高知産業保健推進センター 特別相談員 杉原 由紀	生涯実地 2単位

産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成19年1月～平成19年6月までの間に開催するセミナーは次のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- ・会 場 高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F 高知産業保健推進センター研修室
- ・定 員 30名
- ・申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- ・受 講 料 無料です。
- ・駐 車 場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- ・申 込 18頁の「受講申込書に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

No	開催日時	テーマ・内容	講師
18	H19.1.10(水) 15:00～16:30	ストレス・マネジメント～職場での対策の進め方～ ストレス社会の現代において、ストレスにうまく対処していく環境を職場においてどのように整えていくのか。ストレス・マネジメントできる組織づくりとは?先駆的なモデル事業の取り組みからお話をします。	久保田聰美氏 近森病院看護長 特別相談員
19	H19.1.18(木) 15:00～16:30	メタボリックシンドロームと動脈硬化 メタボリックシンドロームとは、内蔵脂肪の蓄積によって高血糖、高脂血症・高血圧などが起こり、それらの集積により、動脈硬化が進行し、脳血管疾患、心疾患の危険性が高い状態と考えられています。 どのようなことに気をつければ防げるのか、発症のメカニズムをはじめ食事・運動のことをお話をいたします。	川村美笑子氏 高知女子大 生活科学部 健康栄養科 教授 特別相談員
20	H19.1.22(月) 15:00～16:30	健康診断結果の生かし方 一職場のモデルを紹介し、職場のとりくみを通して、健康管理を一緒に考えていきたいと思います。	五十嵐恵子氏 高知県総合 保健協会 保健業務課長 基幹相談員
21	H19.2.8(木) 15:00～16:30	喫煙とCOPD(慢性閉塞性呼吸器疾患)について ①たばこの煙の主流煙、副流煙(毒性が強い)について ②慢性閉塞の面からお話をいたします。 ③喫煙とCOPDについて、気道粘膜、肺胞壁の破壊、咳、喀痰についてお話をいたします。	森岡茂治氏 シルバーマリン 病院医師 基幹相談員
22	H19.2.15(木) 15:00～16:30	清涼飲料 清涼飲料の年間総生産量は、この30年間で約3.6倍になりました。61年からの自動販売機の急速な普及も大量生産・消費の構造に追い打ちをかけました。それまでは、水分補給は、水や家庭で入れたお茶だったのが、市販の清涼飲料水に依存するようになってきました。清涼飲料水と甘味料、着色料、酸味料、香料、化学調味料、保存料などはきっともきれない関わりがありますが、清涼飲料と健康についてお話をいたします。	川村美笑子氏 高知女子大 生活科学部 健康栄養科 教授 特別相談員

23	H19.2.22(木) 15:00~16:30	防じんマスクの選択・使用等の留意事項について 防じんマスクの密着性の良否を確認する機器(フィットテス トキットF-10)を中心に、防じんマスクの規格、作業内容に による防じんマスクの選択、使用に当たっての留意事項等に ついてお話しします	川村清雄氏 (株)東洋技研・環 境技術センター 技術顧問 基幹相談員
24	H19.3.8(木) 15:00~16:30	睡眠時無呼吸症候群 最近、船員健康診断書に睡眠時無呼吸症候群の有無につい ての記入がありますが、睡眠時無呼吸症候群とは何か?どの ような問診をし、どのような検査をすればよいか?関係機関 からはこれに関する具体的な説明指導もなされていません。 私が行っている、アンケート形式を紹介します。	森岡茂治氏 シルバーマリン 病院医師 基幹相談員
25	H19.3.15(木) 15:00~16:30	脳と栄養の関わり 適切な食により生活リズムや心の安らぎが得られることが ら、精神発達や人格形成に栄養は非常に重要です。外国で は脳機能や心に作用する食品としてブレインフードという新 しい概念も生まれています。脳も生体の一つの臓器であり、 食物中の成分は大切な役割を果たしています。ストレスの大 きな社会で問われている「こころと栄養」、高齢社会にお いて大きい問題となっている「脳疾患」についてお話しいた します。	川村美笑子氏 高知女子大 生活科学部 健康栄養科 教授 特別相談員
1	H19.4.12(木) 14:00~16:00	リスクアセスメントについて リスクアセスメントは、職場の危険・有害対策に有効な手法 で労働安全衛生マネジメントシステムでも中核となるもの です。本研修ではリスクアセスメントの紹介をします。	門田義彦氏 門田労働衛生 コンサルタント 事務所 所長
2	H19.5.22(火) 14:00~15:00	労働衛生行政の動向と展開 法改正を含めて	牧 宣彰氏 高知労働局 労働基準部 安全衛生課長
3	H19.5.22(火) 15:00~16:00	改正男女雇用機会均等法のポイント 性別による差別禁止の範囲の拡大	高知労働局 雇用均等室長
4	H19.5.30(水) 13:00~16:00	AEDの取扱い講習 心臓に電気ショックを与えて救命を図る 自動体外式除細動器の取扱いについて	高知市消防局 救命救急士
5	H19.6.13(水) 14:00 ~16:00	メタボリックシンドロームへの流れ 成人病検診から始まって生活習慣病へ、さらには過重労働 による健康障害防止対策とメタボリックシンドローム対策へ 流れは遂にここまで来た。	坪崎英治氏 高知検診 クリニック院長 基幹相談員
6	H19.6.25(月) 14:00~16:00	ドライバーの健康管理 運転業務の注意点と疲労防止について	五十嵐恵子氏 高知県総合保 健協会保健業 務課長、 基幹相談員

産業医学研修会・産業保健セミナー受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会及びセミナー

番号	開催日	テーマ	センター受付番号
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業種			
所在地	〒 -		
連絡先 電話番号	(□職場 □個人) - -	Fax	(□職場 □個人) - -
E-mail	(□職場 □個人)		
所属部署		職名	
職種	□産業医 □事業主 □保健師 □看護師 □衛生管理者・推進者 □労務管理担当者 □産業保健機関 □その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、**産業医学研修会を申込の方のみ記入をお願いします。**

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される 方は、同上とご記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印

殿

お申し込み頂きました**産業医学研修会・産業保健セミナーの**

件につきまして、

参加を受付しました。

(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

定員を越えている為、受付できません。

恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

高知産業保健推進センター産業保健相談員のご紹介

1.窓口相談・実地相談業務担当

担当分野	氏名	所属	専門分野
産業医学	森岡 茂治	介護老人保健施設シルバーマリン	じん肺、保健指導、健康管理
	熊野 修	高知北病院副院長	筋骨格系疾患
	坪崎 英治	高知検診クリニック院長	消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動障害
	森木 光司	森木病院院長	循環器、人工透析
労働衛生工学	門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	労働衛生工学
	中西 淳一	東洋電化工業(株)環境部研究開発課課長	労働衛生工学
	川村 清雄	(株)東洋技研・環境技術センター技術顧問	労働衛生工学
メンタルヘルス	伊藤 高	いとうクリニック院長	メンタルヘルス
労働衛生関係法令	山本 秋廣	元高知労働基準監督署長	労働衛生関係法令
カウンセリング	森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	カウンセリング
保健指導	五十嵐 恵子	高知県総合保健協会保健業務課長	保健指導

2.特別相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野
産業医学	高橋 淳二	高橋病院理事長	健康管理
	杉原 由紀	安芸福祉保健所	保健指導
メンタルヘルス	宮崎 洋一	近森病院第二分院副院長	メンタルヘルス
	久保田 聰美	高知女子大学大学院博士課程	メンタルヘルス
保健指導	川村 美笑子	高知女子大学生活科学部教授	栄養生理学、保健栄養学
	江渕 有三	江渕歯科診療所院長	歯科
	奴田 原淳	奴田原歯科医院院長	歯科

3.地域担当相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野
産業医学	高知 島本 政明	島本病院院長	消化器
	高知 古賀 眞紀子	早明浦病院院長	小児科
	須崎 田村 章	田村外科院長	一般外科、消化器外科
	中村 清谷 知郎	清谷医院院長	メンタルヘルス
	安芸 田所 久賢	田所胃腸科内科理事長	消化器内科

深夜業に従事する皆様へ
自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張る
あなたが、
明日も元気で
いられるように。

深夜業の方のための
助成金があります。

ご存じですか？ 健康診断費の3/4が助成されます。

仕事が一生懸命がんばるのは、元気な身体がもってこそ、深夜や朝は、通常の仕事に比べて身体への負担を大きく感じるかもしれません。

◆ 支給対象者

深夜業に従事した方

深夜業従事時間の一ヶ月平均100時から翌日の午前6時までに
かかる方を意味します。



① 利用実績のある方



② 自発的健康診断を実施する日数がヶ月の間に
て1ヶ月以上4回以上（過去1ヶ月で合
計24回以上）深夜業に従事した方

◆ 助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の
3/4に相当する額

上限7,500円

支給対象者は原則として、被扶養の行方不明者等の扶養外に付帯扶養人の場合は扶養外の扶養料金を支給いたします。
支給料金は扶養料金の半額です。
支給料金は扶養料金の半額です。
支給料金は扶養料金の半額です。
支給料金は扶養料金の半額です。

厚生労働省・ 県の扶養人労働者健康福祉機構
www.refuku-go.jp

職場の
かかわつけ医が
いると
安心です。



小規模事業場(50人未満)が
共同して監視医を兼任すると
助成金が支給されます。

産業医共同兼任事業
(小規模事業場の監視医を共同で監視する制度)

都道府県産業保健推進センター

電話番号・<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku001.html>

産業医共同兼任事業

(小規模事業場の監視医を共同で監視する制度)

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同で兼任し、その医師の行なう職場巡回、健康診断の結果に基づく保健指導、健康管理、健康相談、衛生教育等の産業保健活動により、労働者の健診告査等を促進することを奨励するための助成金です。

申請要件

① 2社以上の小規模事業場の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を兼任することにより可能できます。

② 以前に本助成金を受給したことがないこと。

助成金額及び支給期間

助成金は、1年度につき1事業場当たり次のとおりで、事業

場の規模に応じて支給します。支給期間は3ヵ年度です。2年目、3年目についても継続のための申請申請が必要です。

問い合わせ

高知産業保健推進センター

高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-5155

小規模事業場の区分	全額
複数使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
複数使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
複数使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



RESEARCH

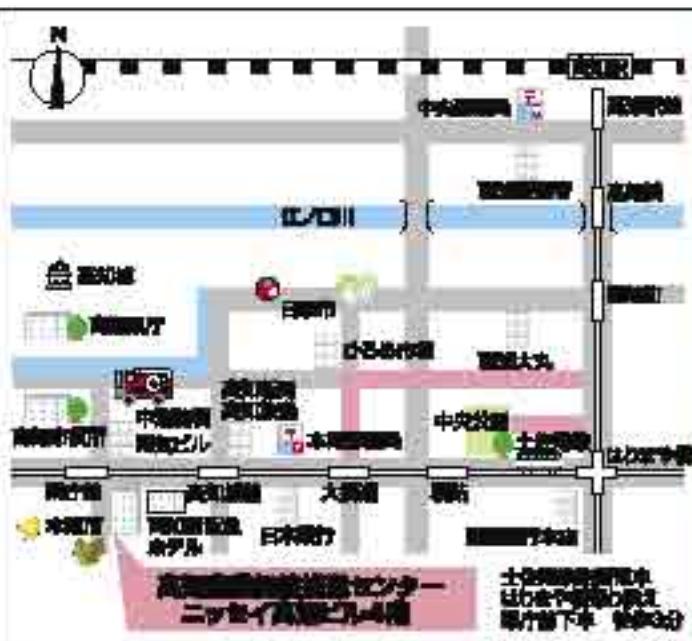
助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。

◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金（費用の3/4、上限7,500円）を支給します。



SUBSIDY



ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00～PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

T780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-826-6155㈹ FAX 088-826-6151

■ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

■メール

info@kochisanpo.jp